

ては、いろいろと問題が少くないのであります。また債権を回収し放しにいたしました。また、産業資金は枯渇し、産業の復興はおろか、現在における経済活動も停止するおそれがあるものであります。

○國務大臣(川島正次郎君) 予算に關係ありますので、国会法の条文に基きまして政府の意見を陳明いたします。

いまして、それでこの債権のいろいろな諸条件をきめたい。それから債権の回収に伴って、そうした基本的な問題は、これは中央で御相談のつてきめなければいかぬ問題だろうと思つてあります。

倍の作用をしますが、長期の保証にはまことにその額では少いのでございませう。御承知の通り奄美大島の復興の基

合は内地におきまする保証をきほど下回るものではないというふうに見ております。

○小林武治君 自治庁当局はこの法案についてどういふふうに考えておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者に伺いますが、これを拝見しますと、出資は債権である。従つて債権の形において保証というものが一体どれだけのことができるか、あるいはその回収見込み、この方法によつてどういふ効果が上げられるか、こういうことを一つ伺つておきたい。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○政府委員(小林武三君) これは自治庁、内閣総理大臣と、信用保証協会です。信用保証協会の建前を基礎にいたしまして、内閣総理大臣と大蔵大臣が一緒にやろうという考えであります。しかしながら全くこれは奄美における現地の機関ですから、細目の問題はこの法律にも政令に委任することができるとありますので、できるだけ現地の問題は知事に委任した方がよろしく、こういうふうに出ておられます。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

○小林武治君 提案者は、今非難な復興意欲に燃えておられますが、産業もだんだん興起して参つておられますから、その損失の度

○小林武治君 今度の債権の取り立て、こういうことは保証協会だけの責任になつておられますか。

らせ見込んでつけなければならぬかも存じておりますが、なるべくそういうことのないように、内地におきまする信用保証協会の運用と大体同じように、大差ないよう運用して行きたいというように進めておるわけでありませう。

○委員長(小笠原二三男君) 他に御質疑ございませんか。御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて、これより討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないものと認めて、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小笠原二三男君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお前例によりまして、本会議における委員長の日頭報告の内容、報告書の作成等につきましては、便宜委員長に一任願うこととして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないものと認めてさう決定いたします。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多意見者署名

石村 幸作	伊能 芳雄
伊能繁次郎	小林 武治
岸 良一	島村 軍次
館 哲二	秋山 長造
若木 勝藏	森下 政一
小柳 牧衛	中田 吉雄
西郷吉之助	

○委員長(小笠原二三男君) 速記をとめて。

午後二時六分速記中止

午後二時三十三分速記開始

○委員長(小笠原二三男君) 速記を始めて。

次に、地方税法の一部を改正する法律案及び地方行政の改革に関する調査中地方財政に関する件を一括して議題に供します。

なお地方税法の改正に關しましては、百三十五件の請願が付託されております。この際請願につきまして一通りの説明を聴取し、法律案とあわせて審査を行なつて参つた方が地方税法の改正案の審査の上にも便宜ではないかと考えますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないものと認めてさう取り計らいます。専門員をして説明いたさせます。

○専門員(福永与一郎君) 請願についてはお手元に日録を差し上げてありますから、その順序で簡単に御説明いたします。

税制関係は九ページからございまして、すなわち請願第二百七号から十四件までは大規模債権資産に対する固定資産税の暫定措置に関する請願でございます。内容は御承知のことと

思いますから、説明を省略いたします。

その次は請願第三百六十五号、倉庫業に対する固定資産税軽減の請願でございます。これも表題の示すような内容でございます。

その次は請願第八百六十一号、地方鉄道、軌道業に対する固定資産税軽減の請願であります。

その次は、第二百七十六号以下五件、遊興飲食税の軽減に関する請願でございます。

それから番号がちよつと飛びますけれども、三百十二号、九百三十二号、それに加えて、別途追加の日録を差し上げてございまして、その方から二件追加いたしまして、千六百七十二号、千六百七十八号、合せて四件は、旅館の宿泊料等の遊興飲食税の減免に関する請願であります。その途中の四百七十号というものは、表題は今の四件と同じ、すなわち、旅館の宿泊料等の遊興飲食税減免に関する請願でございますが、これは内容がいわゆる自治庁案というものを採用していただきたいという、内容がちよつと変わっておりまして、念のためこの点を申し上げます。

その次は請願第二百八十八号以下五十件、クリーニング業者の事業税軽減に関する請願であります。これも補遺の方から一件だけ千六百九十三号というものが追加されておりますので、それを合せて五十件であります。

十四ページまで参りまして、その次は第八百六十二号、地方鉄道、軌道業に対する事業税の課税方法改正の請願でございます。

その次の千二百二十五号は建築板金

業の個人事業税撤廃に関する請願、その次、第三百三十八号から二十一件の次、木材引取税の撤廃に関する請願であります。

その次、十五ページの第六百五十一号から二十三件、これも追加の分から二件だけつけ加えて合計二十三件、軽油自動車税の自動車税引き上げ反対に関する請願であります。

十七ページの中ごろ、第八百九十八号は、農業協同組合等の貨物自動車の自動車税免除に関する請願、次の七百四十八号は、娯楽施設利用税の適正化に関する請願、パチンコ場利用に対する娯楽施設利用税の税率は一律になつておるけれども、その利用度は都市と農村あるいは富裕層と貧窮層との間には違いがあるから、実情に即するよう娯楽施設利用税の適正化をはかつてもらいたいという意味の請願でございます。

その次は八百八十四号、スケート場の娯楽施設利用税撤廃に関する請願。その次八百七十五号と九百九十二号の発電税創設に関する請願、発電所のある地元の県に対して発電税を創設して、発電地元の財源を考えていただきたいという意味の請願でございます。

その次、千八百三十三号は、市民税所得割の基準税率据置に関する請願。その次は千八百四十四号、酒の消費税を設けてもらいたい。その次は一行消えまして千五百七十七号、日本中央競馬会に対する地方税課税反対に関する請願でございます。これは日本中央競馬会の有馬頼寧君からの請願でございます。

最後の千五百三十号は狩猟者税に関する請願でありまして、狩猟者税のうち二分の一を目的税として、その目的

税のうち三分の二を地方に、三分の一を国に交付して、それぞれこれを狩猟制度に利用するよう取り計らわれたい、こういう意味の請願でございます。最後にもう四件ほどございまして、追加の分の増収版二枚刷りの追加の分がございまして、そのしまいの方に税制関係のものがあつてございまして、すなわち千四百十三号と千五百三十二号は、東京都府中市の財政措置に関する件でございます。財政措置とございまして、必ずしも税制関係だけではないでございますけれども、その府中市請願の中心と申しますか眼目は、府中市には競馬場がございまして、それに対する固定資産税の課税ができまじせんので、同市の地方財政が非常に苦しい状態にありますので、国庫納付金からの歩合を変更するとか、固定資産税を課せられるように改めるとかいう方途を講じていただきたいという意味の請願でございます。

それから軽油自動車の——これは先申はど申し上げましたから飛ばしまして、千六百五十九号、入湯税等軽減に関する請願、その次の千六百六十号は同じく入湯税ではございまして、入湯税の地域差設定、同じ温泉場でもいろいろの差等がございまして、地域差を設けていただきたい、こういう趣旨の請願でございます。

大急ぎで申し上げましたが、大体以上税制関係だけ取り出しますと、以上のようにあります。

○委員長(小笠原二三男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記始め

の他の市におきましては五・六%、町村にありましては八・三%であります。

す。国税の昭和二十八年年度の成績は二・三％でありました。これからみましても、非常に徴収の費用が地方税の場合にかなり過ぎてゐるようなんです。ですから、地方税の納税義務者数は、たとへば所得税が一千万人くらいであるのに對しては、税額がうんと少いのに市町村民税は二千三百万人くらいに上つておられます。そのほか国税の場合には、法人税や酒税のようなものが非常に大きな金額を占めておられますので、単純に率の比較だけでは見当がきかないのじゃないかと思ひます。しかし所得税のうち申告納付にかかります部分、この国税につきましても、大体八割から一〇割くらい徴収費が使われておる、こういうふうに言われておられます。

○高橋進太郎君 今の国税の二・八％という中には砂糖税や、あるいは酒税もあるいはたばこも入つておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 酒税、法人税、砂糖消費税も入つておられます。

○高橋進太郎君 たばこもですか。

○政府委員(奥野誠亮君) たばこは専売資金ですから、おそろしく入つていないと思ひます。これは専売公社の費用を加えて参りますと、莫大な割合になるだらうと思ひます。

○高橋進太郎君 もう一つお尋ねしたいんですが、現在各市町村、あるいは各府県で非常に徴収の実情がまちまちなんです。相当この標準税をこえ、いわゆる制限外課税をしているところがあると思いますか、そこらの事情を一つ。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県税におきましては、道府県民税及び事業税と

も全部標準税率であります。市町村税におきましては、固定資産税では大体一割程度ぐらいの市町村が標準税率をこえた課税をやつておられます。例外的に百數十団体ではなかったかと思ひますが、標準税率以下の課税をやつてゐる団体もありました。市町村民税の場合には、法人税率というものがいろいろありまして、第二課税方式のただし書を採用しております市町村数が八十数パーセントに及んでおられますので、これらの団体におきましては、増税をしておるといふことは言えると思ひます。しかし税額からいいますと、第一方式によつております部分が大体半分ぐらいでありまして、これらの団体の多くは標準的な税率でありますので、税額からいひました場合には半分ぐらゐは標準で、あとの半分ぐらゐは増税をしておる、こう言えるのではなからうかと思つておられます。

○高橋進太郎君 僕らの方の何といひますか、よくうたの席で「何税、かに税役場の税、これでは息つくひまもない」といふのがおられるんですが、どうも地方税は何税か税といつてたくさん種類があるところに非常に煩瑣な、また、取られる方からいふと、非常にやはり息つくひまのないくらいやられるんだという感じなんです。一度もこれを整理したのですが、もつと整理する必要があるかどうかの点についてあるいはまた、今大体何かの関係で特別な条例とか何かで創設しているようなところがあるんですが、そこらの税目の整理、並びにあるいは各市町村なり、別のそういう特殊税目を設けているところがあれば、その辺のところをお聞きしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方税によりますと、課税いたします団体の数に非常に多いわけでありまして、また、団体の数によつては、税源となるべきものがあつたりなかつたり、同じ性質の税源でありまして、それを地域的に細分して参りますと、ある地区においては相当な額になると思ひますのであります。所在の税源に着目して課税していくといふことになりまして、ある団体において相当な税額を占めるものでありますならば、地方税法としてその中に税目を規定し、そしてそれらの団体に相當の収入を与えていく必要があるのじゃないかというふうにお思ひます。従ひまして、地方税において税目が多くなつては、必ずしも排斥すべきものではなからうかというふうにお思ひます。ただ、しかしながらお説のように、地方税を見て参りました場合には、全地方団体に普遍的に相當の税収入がある、しかし相當とはいひながら、現在の地方税の体系から見た場合には、むしろそこまですべて細かくのむにわたらなくてもいいんじゃないかというふうなものもないわけじゃないかと思ひます。ただ遺憾ながらこういう面につきまして、地方財政が全体として窮乏しておられますので、一挙に整理することに困難を感じてゐるわけでありました。

○高橋進太郎君 それからもう一点お伺ひしたいのですが、これは各府県あるいは各市町村といつても、非常に財政的に見ると非常に内容が違ふので、それは結局税収入なり税財源といふものが各府県、あるいは各市町村ごとに非常にまちまちになってゐるやうに思ふ。そのために税源の地域差といふか、あるいはそういう財源の地域差といふものが非常に多いのだし、いわゆる富裕とそうでない県とがあるのですが、実情としてはこうした各府県及び各市町村の財政的な、あるいは税源の実態から見ても、何かもう少しこれを調整し、あるいは調整できようないふたつたような税源をかりに国の方から移譲するなり、あるいはこんなふうな調整をしたらどうか何か名案といふか、何か考へがあるでしようか。その辺。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のようによ、各自治団体が円滑に運営できるようにいたしたために、各自治団体を通じて相當の収入をもちますようにな税種をもつて地方税を改正する必要があろうかと思ひます。従ひまして、またそういうような普遍的に所在するやうな税種による収入額をなるべく多くするやうな方向で地方税の改正を考へていかなければならないと思ひます。そういう意味から見ていきますと、直接税じゃなしに消費税、間接税ではございませうけれども、たばこ消費税のようなものはかなり普遍的に各地方団体に財源を与え得るものでありますので、こういうやうな収入をふやせられればいいじゃないだらうかというふうにお思ひます。たださういひましたと、國に納入されます専売資金が減少になつて参りますので、國と地方団体との間でどういふふうな税のやりとりをするか、あるいはそのために財政制度を改正するかといふやうな問題と、並行的に検討しなければならぬと思つておられます。

○高橋進太郎君 それで、あなたのごころでこういうお調べがありますか。各

市町村、あるいは府県ごとの地方税の一人当りの負担額が相当地域差があるやうなところになっておられますか。大体かりに地域差があつたとしても、一割内外のところまで均衡がとれておるといふことになっておられますか。その辺はどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体に非常な差がございまして、それらの資料を各委員さんたちにお配りすることにいたしておられます。

○高橋進太郎君 それからもう一つお伺ひしたいと思ひますのは、先ほどの諸願にもありましたが、従来國營競馬をやつたものが民間に移譲された、それに伴つて固定資産税が何か特例を設けられた、こういったやうなことは、私は固定資産税の立法の趣旨から非常に不適当であつて、これはやはり先ほどの諸願にあつたやうに、地元市町村といふものがやはりそのためにいろいろな警察費もかかる、あるいは取締費もかかる、いろいろの雑多な費用がかかるので、やはりこれは固定資産税を創設した趣旨から考へて、やはりこれは地元の県なり市町村にかけさすべきたと思ひますが、それらについて何か研究したやうなことはありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知の通り國營競馬が昨年の春の国会で日本競馬会といふものが作られ、それらの競馬施設も國有から日本競馬会の所有に移されたのであります。この法案の政府案を作ります際に、農林省の畜産局長と私の間で、日本競馬会の所有に切りかへる競馬施設に対しては、固定資産税を課税するといふやうなわけでありましたし、また政府案としては

とより固定資産税は課するということ
で国会に提出をされたわけでありま
す。ところが衆議院の農林委員会が地
方行政委員会にも相談なしに、突如固
定資産税は課さないという地方税法の
一部改正を日本競馬会法案の付則で置
かれてしまったわけでありました。自來
今日に至つておるわけでありすけれ
ども、さきには衆議院の地方行政委員
会におきまして、この競馬施設に対
しては固定資産税を課すべきだといふ
意見も非常に強く行われたわけであ
りますので、来年の春の通常国会には
自治庁といたしましては、農林省と打
ち合せをして、むしろものによりに固
定資産税を課し得るよう、法律の改
正を行うような努力をしてみたいもの
だといふように考へております。

○小柳政衛君 この際政府に一言お尋
ねしてみたいのですが、本国会におき
まして、政府から提案されました法律
案は、今ちょうど議題になつておりま
す。地方税法の一部を改正する法律案の
ほか、地方財政再建促進特別措置法、
あるいは地方自治法の一部を改正する
法律案、これらはいずれも法律の立場
は違ふといひましたが、地方財政を
健全にするという一連の関連性がある
法案だと思ふのであります。しかし国
会の会期の切迫した今日におきまして
は、これら一連の法律が全部通過する
といふことは容易でないように思ふの
であります。かりにこの地方税法の
一部を改正する法律案といふものが
通過して、そうしてほかのものが要ら
ないといふようなことでもありまし
ても、たとえ一連の関連性はあるとい
はしても、一つでも実行に移される
といふことは、それだけ地方の財政の

健全化に効果があるように思ふのであ
ります。しかし、さういふようなもの
の切り離してやるといふことについ
ての運営上の支障があるかどうか。さ
らにこれら一連の各法案が全部施行さ
れるに至らないといふようなことで、
地方の行政に及ぼす影響も相当大き
いのではないかと思ふのであります。こ
れらに對する政府の見解、並びにこ
れらに對してどういふふうに善処す
るお見込みであるか、これは一応の仮定
ではありますけれども、この際政府
の所信をお聞きしたいと思ふのであ
ります。

○國務大臣(川島正次郎君) ただいま
地方自治関係で提案しております法案
大きなものはたゞいま御案内の通りで
あります。地方自治法の一部を改正す
る法律案、地方財政再建促進特別措
置法と税法であります。この三案は間
接的には関連性があると思ふのであ
ります。直接には全く関連がござい
ません。ことに税法は切り離して考へ
得るのであります。他の二つの法案は
多少の関連がないとは言われません。け
れども、私どもといたしましては、別々
の観点から提案をいたしておるわけ
であります。地方自治法の方は地方行
政の簡素合理化を主としております。
同時に若干経費の節減も予定して改正
案を作つておるわけでありす。一方
再建促進法の方は、ただいまたつて
おります約六百億に近しいと言われ
る赤字をたな上げし、こういう法案
であります。もしもこの法案が通過し
なければどういふことになるかとい
うお尋ねでありましたけれども、衆議
院を通過いたしまして、当委員会御審
議を願ふことになっております再建

促進特別措置法の方は、もしこれが通
過いたしますれば、二百億の現在赤字
団体の持つてゐる短期債といふもの、
これは主として銀行から借りてゐる金
が多いのであります。これを三十年代
は元利とも据え置いて、明年度からお
おむね七カ年間にわけて返済する、
しかも現在では一割以上の利息を払つ
てゐるものを三分五厘にしよう、こ
ういふ案でありまして、仮に十億円の赤
字を背負つてゐる府県であります。こ
ういふ案であります。赤字団体として
なるのであります。赤字団体として
は非常に財政建て直しのために助かる
わけでありす。現在赤字の深刻な
府県におきましては、繰上金の繰上
り、欠配までしなければならぬといふよ
うな資金難に苦しんでゐる。その根本
の原因は、地方銀行から短期債でもつ
て相当多額の金を借りてゐるために地
方銀行が金繰りできないわけであり
す。これを長期にわたる上りすれば金繰
りの道が開かれるわけでありす。従
いまして繰上金の繰上り、欠配といふやうな
ことはなくなるといふことになるので
あります。再建促進法だけはさうい
う考へております。これが通過いたしま
せんと、今年における地方の資金繰り
といふものは非常な難關に陥るのじや
ないか。その措置をどうするかとい
ふことは、これはあらためて考へな
ければならぬわけでありす。けれど
も、非常な難關に陥るといふことだけ
はこれは申し上げられるわけであり
す。

○中田吉雄君 いろいろな角度から地
方税について御質問したいと思つたの
ですが、時間がないので簡単にお尋ね
しますが、近い将来に地方税法を根本
的に検討する用意がないか、また必要
はないか。それはシャープの勧告にも
ありますように、シャープ勧告によつ
てできた税制といふものは、歯車を全
体として組み合せたやうなものがあ
つたもので、一つを取つて一つをどけ
たりするやうな、さういふことでは、
シャープの体系といふものはよくす
て、地方財政のためによくない。さうい
ふ点では、昨年すでに市町村民税に府
民税といふやうなものができ、シャ
ープのは付加税は絶対とらぬ、さらに
今度も問題になつてゐます。さうい
ふ府県の三つの大きな税源とされて
ゐる遊園地税と事業税と入場税につ
いて、入場税を更に吸ひ上げて府県に
配分するといふやうな、さういふ意味
では昨年からシャープの税制体系とい
ふものはある意味ではよくすてゐる
のですが、さらに地方財源を強化する
といふやうな、さういふ意味では
必要とするのじやないか。一昨年の
十月ですか、地方制度調査会の勧告で
昨年やられたのが、その程度をもつ
てしてはこの事態に對應できぬのじや
ないか、このたびのこのやうな調整的
な修正で、大体税務当局はいと見て
おられるかどうか、その点についてお
伺ひしたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 地方税法
につきましては、昨年相当大規模の改
正をいたしたのであります。今日提案
しましたのは、ごく事務的に調整をす
る程度の改正案を提案して、御審議を
願つておるわけでありまして、地方税
全体につきまして、これは国税との配
み合せの上で全部を再検討する時期に
達しておるのだ、かように考へまし
て、大蔵大臣からもすでに構想は発表
しておるのでありますけれども、国
税地方税通じての税制審議會を近く政
府に設けまして、地方税全体に對して
検討を加へるつもりであります。

○中田吉雄君 大蔵省が先般発表して
おりますあの調査会といふものは、地
方税も含んださういふものであるかど
うかといふ点。

それからこれは奥野部長に聞いてお
きたいのですが、この住民税も今回の
案でも町村民税が六百六十一億、府
民税が二百二十一億合計八百八十二億
といふ非常に大きな財源なのです。シャ
ープも言つてゐるやうにまあ複合的な
人頭税、だいたいシャープのあのとき
に戸数制のやうな制度がだんだん所得
税に近づつてなかな近代化されたわけ
ですが、一千億近いこの住民税の現在
の状況といふものは、非常に大衆課税
の色彩が強くて、所得税に對しては
いふ基礎排除を上げたりして、社会政
策的な面がこの住民税といふものでは
とんどまあ相殺されてしまつていふ面
で、法人と個人のこの均等割といふよ
うな問題、所得の階層的な調整とい
ふやうな面で技術的に一べん検討して
いただきたいと思ふのですが、その点一
つお伺ひしたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 近く政府
で設けます税制審議會は、地方税に
對しては調査研究をいたすことにな
つております。

○政府委員(奥野誠亮君) ものを考へ
る立場によつて異なつてくるかもしれ
ませんが、所得税の課税のあり方につ
きましては、私は相当多くの問題を含

後検討するといふようなことではな
く、ほかの大臣にも強く総理からも要

望されまして、総理大臣の決意を示して要望されまして、ぜひ実現していた

仕事、府県の仕事、市町村の仕事とい

るものにはつきりしておるのに、査定が大蔵省の査定では十分でないか

く、青町村に、贈にしてお寄せして

といふものはなかなか解決しない。にか
かにいろいろな問題もありますけれど

です。総理大臣は一つしつかり腹をき

められまして、強く一つ要望していた
だくとともに、ここで一つ御発言願ひ

○国務大臣(鳩山一郎君) 伊能さんの

○伊能吉雄言　こゝは法律などを作る

よりも、法律を作つて市町村が出して

ばど、ほうに会うなというよりなこと
を去事できめられるよりなもので、ど

ろばりを嚴重に取締ればいい。市町村
が出すと言ふことは、実に私は愚直

の考え方は趣旨としては反対なんでは

す。つまり國がそういうものを、地方

求めてはいけないことがあるが、強制的でなければいいというの

で、今まで実際は相当密付が集まつておるのであります。これはもう総理大

臣が屏の機関にそういうものは絶対に
出してはいかぬということを命令され

れば、法律なんかも実現できる
ことなんです。どうか一つの今日の地方

財政の赤字を解決する、当面の問題を解決するために、ぜひ強い決意を持って臨んでいただきたい。そうして閣議に諮って御決定になりましたら、それれにどういふふうな措置をされましたか、当委員会にその措置について適当な機会に御報告を願いたいと思ひますが、この点お引き受けただけで結構ですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 了承いたしました。

○小林武治君 鳩山総理が外交方面に非常に力を入れておられるということは、まことにけっこうであります。また一面私は強い外交をするには内を健全に治めなければならぬ、こういうふうなふうに思ふのであります。内と申しますれば、最近の日本の政治の基礎をなす地方行政がきわめて危機的の症状を呈してある、こういうふうに考へるのであります。これについて一体総理はほんとうに認識を持っておられるかどうかということをおきたいのであります。

○国務大臣(鳩山一郎君) 地方財政の赤字の累積いたしましたことについては非常に心痛をしておる次第でございます。

○小林武治君 これらの措置としまして、政府はこの国会に地方自治法の改正案、また財政再建措置法案、またあるいは議員から交付税の改正案、こういうものが出ておりますが、私はただいま本委員会にかかつておる財政再建の法案は単に過去の赤字をたな上げする、こういうことであつて、将来に對して幾分でも地方の赤字を少くするという保障はないのであります。これにつきましてこれらの問題からいた

しまして、私は地方自治法の改正も当然一緒にやらなければならぬ。すなわちこれらの問題を私は車の両輪のごとく考へておるのであります。單なる過去の赤字のたな上げは、これは補償的手段にすぎない、こういうふうな思ふのであります。しかもこの法律案はただいま当委員会に参つておるのであります。現実の期間を考へますれば、これは私どもとしてはおそろくこの国会で審議を終ることができま

い、こういうふうな思ふのであります。これが審議終了の際には、地方団体におきましてきわめて困難な事態が生ずると思ふのであります。このういふふうな事態が起つたならば、臨時国会を開いて総理はこれに措置する、こういう考へがあるかどうかを伺つておきたいのであります。すなわちこれに對しては、仮定の問題には答へられない、こういうふうなおさなりの御答弁があるかもしれせんが、そうではない、どうするか、すでに私どもの予想としてはそういう事態が迫つておると思ふのであります。が、これらの問題の根本的検討のために、私は今申すような臨時国会を開くようなさういふ根本的な意図がないかどうかということをおきたいのであります。

○国務大臣(鳩山一郎君) 地方の行政の確立について政府は努力をしておりますが、行政の面が縮小されて財源の面が確立していく、このことであれば非常にいいのであります。そういうふうな面に検討をしていきまして、地方財政の危機を救わなければならぬと思つておりますが、その表現のために臨時国会を早期に開いて地方行政

の確立をするということとはたまたまのところは考へておりません。今年度来年度にわたつてこの地方行政の確立をしたい、これは考へております。が、臨時国会を開いてやるということとはこゝでちよつとお約束はできません。

○小林武治君 まあそういうお答へが、おさなりのお答へであらうと存じますが、私どもはこの国会で今の法案が審議ができたといふことにな

ります。これは、おそろく地方団体としては全く破局的な状態に陥るのではないか、すなわち政府はこれを単にこの予算で、できた予算でやつていく、こゝういふふうなことを言ふことは全く不可能に属すると思ふのであります。そういうふうな事態にあるという御認識をぜひ総理が持つことが必要である。こゝういふふうな思ふのであります。臨時国会を開くといふようなことは総理としておっしゃれないのは私どもにも察しがつくのであります。が、この地方行政のために臨時国会を開くほどの情打がある、と申しますか、それはどの事態に陥つておる、ということをおきたい、こゝういふふうな考へております。そして私どもは今の状態はいろいろの原因によつてこゝういふ状態が出てきたと思ふのであります。が、私は今の日本の自治の制度が必ずしも私は日本に通過しておらない。きのうかおとといの衆議院の答弁で、総理は憲法改正といふことと関連して地方自治のことを問題にする、こゝういふことを言われておるのであります。が、私は今の日本の自治はあまりにもむしろ放任主義と申します

るか、場合によればまるで果あるいは道が独立国であるような錯覚を起すような場合もあるものであります。これらにつきまして、私は憲法においてある程度直さなければならぬ、と思ひますが、今の自治制度がこれでいいかといふことについて、どういふふうな総理は考へておられるか、伺つておきたいのであります。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は地方行政が非常な危機に立つておると思ふのであります。この危機を取り除くには憲法の改正までも考へた方がいいといふように大ざつぱに考へたのであります。どの点を憲法を改正してするかという御質問があらうと思ひますが、この点についてはよく検討をいたしたいと思つております。ただ地方自治に關して憲法改正といふ問題と関連しては、自治長官の選任の方法や何かについてもやはり憲法改正と勘案をして考へた方がいいといふように思つたのであります。(自治庁長官ですか)と呼ぶ者あり

○国務大臣(鳩山一郎君) 地方団体の長官であります。

○秋山長造君 府県知事ですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) そういうわけです。

○小林武治君 地方自治に對する考へ方の一片と申しますか、そういうことも大体了察できるのであります。が、要するに現在の地方行政財政といふものはこれは私は繰り返して申しますように、もはやこれは内閣の一大臣の問題ではない。総理が先に立つて一つ真剣に取り組んでいただかなければならぬ。すなわちあらゆる行政、あるいは

財政の基本といたしまして、今のようないふ状態をこのまま放置できない、こゝういふふうな考へておりますので、私は本日ここに來ていただいたのも、総理がそういう認識を眞に持つていただきたい、そして今申すように、あなたが先に立つてこの問題を解決するようないふ意気込みを持つていただきたい、こゝういふふうな思ふのであります。その点はいかがでございますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) できるだけ努力をいたします。

○中田吉雄君 さきに小林君も申されましたが、昨日の衆議院の内閣委員会で、憲法調査会法案審議の際に右派社会党の鈴木義男氏が、現行憲法で改正したい方がいふと思ふ問題を指摘されたといふ際に、やはり鳩山総理はこの地方自治の問題をあげておられる。さきにもちよつとその片鱗を示されたのですが、私自由党内閣で自治庁長官をした人から直接聞いたのですが、吉田総理は自治庁長官を任命すると必ず、何とか私が任命できるような長官制度に、官選にならぬかといふことをいつても言つていた。やはり鳩山総理もそういう問題を中心にお考へになつてゐるんじゃないかと思つておつたのですが、さきにもやはりたまたま御指摘になつたのですが、その点と、さらに現行憲法でやはり官選ができるのだ、さらにまたむしろさういふことが好ましいと思はれるか、今の方がいいと思はれるか、その点について。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は地方の自治制度を破らうといふまでは考へておりませんけれども、間接選挙がいいか、直接選挙がいいかは考へてみた方がいいのではないか、直接選挙にやる

ためにいづん弊害が目にあたりに見せられておられるから、間接選挙にした方がよいのではないかと、いろいろのことを考えたために、鈴木君の質問に対して答えたのであります。まあ吉田君が官選論者であつて、自治制度を破るような気分を持っていたら、たゞいまのところ自治制度を破るというところは新聞紙で聞きましたけれども、たゞいまだどうも自治制度を破るというところもどうもかと思ひます。せつかく民主主義制度といつて喜んでゐるときに、官選にすぐ返つてしまふということもなかなかできることではないだらうと考へておられます。

○中田吉雄君 ではその点は将来の課題ですから、その辺にしまして、さきに小林委員も質問されたのですが、地方財政は戦後最大の危機に今直面しておると思ふのであります。昭和二十九年までの赤字が五百六十八億ある。さらに本年度の財政計画で赤字問題その他を見れば、五、六百億の赤字が本年度で出るのではないかと。さらに来年度の賠償が最小限二百五十億くらいふえるのではないかと。さらに保安庁自衛隊の予算外契約が百五十四億ですか、これが当然再軍備の自衛隊の規模をそのまゝにしても百五十四億ふえる。さらに軍人恩給が平年度化すれば百億くらいはふえて数億から一千億近い財政規模の膨脹がある。これまで赤字が六百億ある。本年度の財政計画でも赤字がふえる。さらに来年度の地方財政は非常な増高を来してゐる。そういう点から非常な危機に直面してゐる。

○国務大臣(鳩山一郎君) 本会議で私に出ろといふのですが、できるだけ質問は早くして下さい。

○中田吉雄君 そういう昨年、本年、来年度多難な際……

○国務大臣(鳩山一郎君) 防衛三法が通るので行かなくちゃならないのです。

○委員長(小笠原三男君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原三男君) 速記を起して。

○中田吉雄君 そういう非常に重大な危機に直面して、諸法案に対する内閣の迫力というものがからみたら、實際鳩山内閣は大へん恐縮ですが、地方自治に対してはほんとうに重要法案を通してこの危機に直面してゐる地方自治を守る気迫があるかどうか、ガソリン税やその他の問題についてはなかなか血道を上げられてゐるが、われわれそういう点では……非常に再軍備の問題等には関心を持たれてゐるが、この点小林氏も申されたごとく、地方自治の直面的困難の打開という点からみたら、長官や後藤部長等は非常な努力をしておられるが、少し足らぬのじゃないかと思ふのです。ちよつと危機の認識が足らぬのじゃないかと思ひますが、その点について御所見を。

○国務大臣(鳩山一郎君) まことに中田君の仰せのように、地方財政の認識が足りないかつたかも知れません。行政と財源の合致をはかるように、将来は極力努力をいたします。

○高橋達太郎君 私一点だけこの際鳩山総理にお伺ひしたいのですが、先ほどから各委員から地方財政の困難の問題、地方自治の危機の問題が言われたのですが、よつて来たるところにつきましては、これはいろいろ見方がある

と思ふのです。しかしながらこれは根本は現在の地方自治、特に府県に参りますと、どこまで一体国の事務であり、どこまでが固有の事務であるか。そういう事務区分が、あるいは機関委任とか団体委任の形式となり、どんなあと始末をさせられる、こういう点に問題があるのじゃないかと思ひます。昨日大蔵大臣にお聞きいたしました。昨日の二兆円の予算の中にもやはり四千万円程度は地方に対する補助金というふうな形になって、いろいろな形でこれは国の事務を処理していく、こういうところの問題があると思ふのです。そこでやはり先ほどの新聞紙が報ずるところによりますれば、鳩山内閣も行政整理に手をつけられると、こういうことを言つてゐるのですが、行政整理もこれも各歴代内閣がやりました、なかなかこれは今までかけ声は大いだけれども、實際やつた成果はない。これはむしろやはり事務の簡素化という点で行政整理というものを思い切つてやらなければ、これは問題の解決にならないと思ふのです。そういう点から言つて、中央の各官庁というものはむしろ企画庁と申しますか、企画を主にして、そうして思い切つて、これは地方団体に住民の直接関係あるような仕事は思い切つてまかせると、こういうふうな国と地方との事務配分をはつきりさせると同時に、税制というふうなもの、先ほど総理の来られる前にお聞きしますと、国の方の税金の徴税費は全体の二割に過ぎないけれども、地方では八割以上もかかつてゐるというふうなこれは状態なんです。こ

ういうふうな都合に見てところのない、あるいは非常に手数のかかるような、何と申しますか残滓を、税源的には残滓のみを与えて、そうしておいて事務は次から次へと昔の通り中央から天降り式に伝つていくような状態では、いつまでたつてもこれは地方財政の根本的な育成というところは必ずかしと思ふのですが、総理は今発表せられたその行政整理に当りまして、ただいま申し上げました国と地方との事務配分を明確にして、思い切つて国の事務を簡素にして、そうして地方におまかせになり、それによつてほんとうの意味の地方自治というものを育成せられる御意思があるかどうか、その点をお伺ひしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 地方行政制度の簡素化をはかるということはもとより当然のことと存じます。それをいかにして簡素化するかということについては検討をいたしたいと思ひます。ちよつと本会議に出席していただきます。

○委員長(小笠原三男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原三男君) それでは速記を起して。

地方税法の一部を改正する法律案について他に御質問はございませんか。他に御質問がなければ、本法案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原三男君) 御異議ないものと認めてさう決定いたします。次に本案に対する修正案が小林武治

君より委員長の手元に提出されておりますので、この修正案を議題に供します。まず提出者より趣旨説明をお願いします。

○小林武治君 地方税法の一部を改正する法律案の衆議院送付案に対し、左の趣旨の修正を加へたいと思ひます。

第一、事業税のクリーニング業を第三種事業に、現在は第一種事業であります。第三種事業に改め、昭和三十一年度分から適用したのであります。

第二は遊興飲食税の問題であります。遊興飲食税については「公給徴収証制度を含む自治庁試案を採用し、昭和三十一年一月一日から適用するものとする。但し、飲食店における免税点は昭和三十一年四月一日から二百円に引き上げること。」にしたのであります。

しかしてこの自治庁試案の内容を簡単に御披露いたしますと、まず第一には、「徴収証の交付義務」でございます。

遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際に、その料金及び遊興飲食税の全部を受け取つた場合において、徴収証及びその写しを作成し、料金及び遊興飲食税を支払つた者に交付するとともに、その写しを保管しなければならぬものとすること。但し、次の各号に掲げるものについては徴収証の交付義務はないものであること。

すなわち第一は「旅館その他これに類する場所における宿泊及びこれに伴う飲食で一人一泊の料金が五百円以下のもの。

第二は、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその

原案に比しますると、地方財政赤字
 現状からいたしますれば、地方財源
 額措置として、一段の配慮が望ま
 るのであります。が、（一）體中、簡
 一と呼ぶ者あり）税務行政の簡素
 、租税負担の均衡化などの見地を取
 入れられましたので、おおむね妥當
 ものであると考へるのであります。
 かし修正案は財負担の軽減をはから
 とするに急なるあまり、事業税にお
 て事業相互の間の負担の均衡を亂し
 り、市町村民税において本来同じ建
 に立つべき所得税との間に取扱いを
 いたしました。また將來税制上の

○委員長(小笠原二三男君) 全会一致と認めます。よつて小林武治君提出の付帯決議案は本委員会の付帯決議とす

上は採択し、これを内閣に送付すること

「異議なし」と呼ぶ者あり」

定いたします。

号、第八百二十八号、第八百三十九号

第八百四十一号、第八百四十二号、第八百五十一号、第八百八十七号、第八百九十九号、第九百十四号、第九百五十四号、第九百二十九号、第九百四十四号、第九百五十五号、第九百七十四号、以上同様の趣旨の請願でござい

ますが、衆議院送付にかかる原案で修正になっておりますので、保留することに決定いたして御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

次に第八百九十八号、農業協同組合等の貨物自動車の自動車税免除に関する請願、採択して内閣へ送付すべきものと決定して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

第七百四十八号、娯楽施設利用税の適正化等に関する請願、これも同様に採択して内閣に送付すべきものと決定して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

第八百八十四号スケート場娯楽施設利用税撤廃に関する請願、採択して内閣に送付することに決定して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

第八百七十五号、発電税創設に関する請願、第九百九十二号、同様請願でございせんか。保留と決して御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

第一千八十三号、市民税所得割の基礎税率すえ置に関する請願、採択して内閣に送付すべきものと決して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

第一千八十四号、酒の消費税創設に関する請願、保留と決して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

第一千五百七号、日本中央競馬会に対する地方税課税反対に関する請願、保留と決して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

第一千五百三十号、狩猟者税に関する請願、保留とするに御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

次に第一千四百十三号、東京都府中市の財政措置に関する件、同様請願第一千五百三十二号、採択して内閣に送付すべきものと決定して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

次に第一千六百五十九号、入湯税等軽減に関する請願、採択して内閣に送

付すべきものと決して御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

次に第一千六百六十号、入湯税の地域差設定に関する請願、保留とすることに御異議ございせんか。

○委員長(小笠原二三男君) さよう決
定いたします。

○伊能芳雄君 自治庁の税務当局に一言希望を申し上げておきたいのです。この地方税法の修正案が通った上は、今まで市町村民税の賦課徴収に対して特別徴収をやっている場合に、徴収何という名義ですか、割り戻しをやっているのですか。こういうことは税制の体系をみだるもので適当でないの

で、こういう法案が通った以上は、もうそういうことはやめるように厳重な通牒を出してもらいたいと思ふ。

○政府委員(奥野誠亮君) 全く御趣旨に賛成でありまして、強くその趣旨を伝えたいと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) では本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会